

公認心理師法について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
公認心理師制度推進室長 森 信二

公認心理師法をめぐるこれまでの経緯

- 平成23年 三団体より、心理職（仮称）の国家資格制度の創設に係る「要望書」提出
- 平成26年6月 公認心理師法案提出（議員立法）
- 平成27年7月 8日 公認心理師法案再提出（議員立法：9月に撤回）
- 平成27年9月 2日 衆議院文部科学委員会において公認心理師法を委員長提案
- 平成27年9月 9日 公認心理師法案の参議院本会議可決、成立
- 平成27年9月16日 公認心理師法官報掲載、公布
- 平成29年9月15日 公認心理師法施行

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立
平成27年9月16日公布

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

公認心理師の資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験

A

B

C

D

E

F

G

大学院において
省令で定める
科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

第1号及
び第2号
と同等以上
の知識
及び技能
を有する
と認定され
た者

施行前に大学院
において省令で
定める科目を履修
(又は履修中)

施行後に大学院
において省令で
定める科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

講習の受講

4年制大学において省令で定める科目を履修

4年制大学において省令で定める科目を履修

施行前に、4年制大学において省令で定める科目を履修
(又は履修中)

実務経験5年

第7条第1号※

第7条第2号※

第7条第3号

経過措置
(附則第2条第1項
第1号及び第2号)

経過措置※
(附則第2条第1項第3号及び第4号)

経過措置※
(附則第2条第2項)

注) 下線部は省令委任事項。

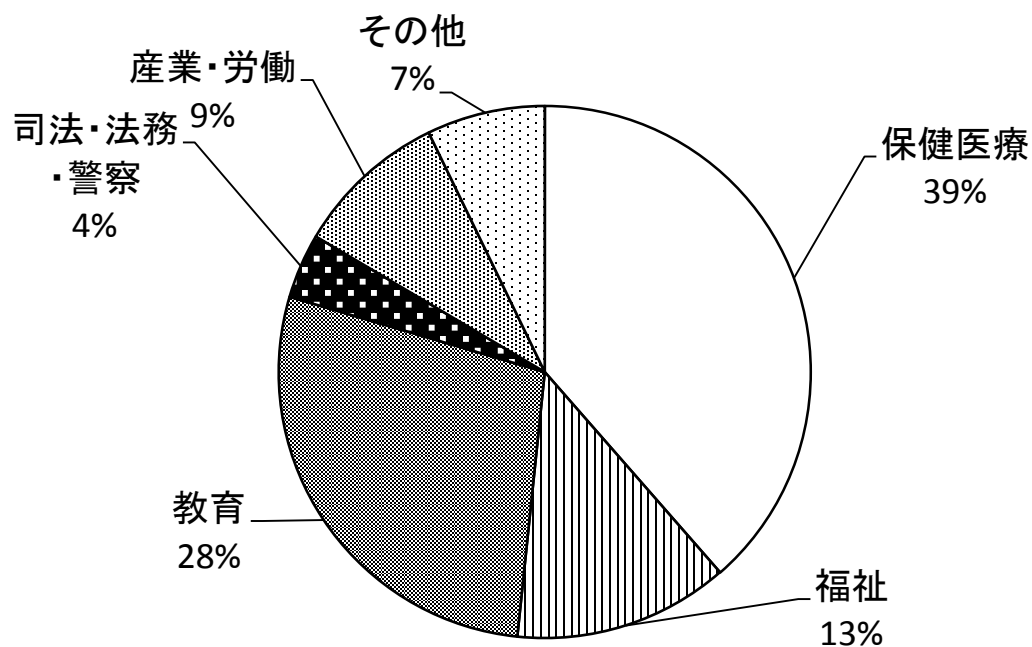
※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

心理職としての現状の勤務者数

領域	推計人数(※)
保健医療	22,926 ~ 24,506
福祉	5,500 ~ 10,600
教育	17,170
司法・法務・警察	2,428
産業・労働	5,723
その他	4,420
計	58,167 ~ 64,847

領域ごとの心理職の割合

注：左記表をグラフ化したもの。(保健医療領域及び福祉領域の推計人数は、それぞれの中間値を使用)



(※) 推計人数は非常勤職として複数の領域で勤務している心理職も含めて計算しているため、実際の全領域の心理職者数は38,000~40,000名と推計される。

公認心理師カリキュラム等検討会

<検討経緯>

平成28年

9月20日 第1回公認心理師カリキュラム等検討会

10月 4日 第2回公認心理師カリキュラム等検討会

11月 4日 第1回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム(以下、「WT」という。)

11月16日 第2回WT(関係者・有識者からヒアリング)

(関係者・有識者)臨床心理職国家資格推進連絡協議会

医療心理師国家資格制度推進協議会

一般社団法人日本心理学諸学会連合

日本学術会議

臨床心理分野専門職大学院協議会

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

川畑直人WT構成員

12月 9日 第3回WT

12月22日 第4回WT

平成29年

1月12日 第5回WT

2月22日 第6回WT

3月 9日 第7回WT

3月30日 第8回WT(素案とりまとめ)

4月13日 第3回公認心理師カリキュラム等検討会

5月10日 第4回公認心理師カリキュラム等検討会

5月31日 第5回公認心理師カリキュラム等検討会(報告書とりまとめ)

公認心理師のカリキュラム等検討会報告書の概要について

公認心理師法は平成27年9月9日に成立、同年9月16日に公布。
本検討会は平成28年9月から開催し、平成29年5月31日に報告書を取りまとめた。

1. 公認心理師のカリキュラムの到達目標

○公認心理師国家試験の受験資格を得るまでに達成すべき到達目標を整理した(24項目)。
※公認心理師としての職責の自覚、問題解決能力と生涯学習 等

2. 公認心理師となるために大学等で修めるべき科目

○大学において修める科目は25科目とする。うち、実習については、80時間以上を実施。
※実習については、保健医療、福祉、教育等の分野の施設において、見学等により実施。

○大学院において修める科目は10科目とする。うち、実習については、450時間以上を実施
※実習については、見学だけではなくケースを担当する。医療機関(病院又は診療所)での実習は必須。

3. 大学卒業後の実務経験

○文科大臣・厚労大臣が認めるプログラムにのっとって業務が実施されている施設において
2年以上の実務経験。

※プログラムとは、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(要心理支援者に対する相談
援助等)の業務の実施に関する計画。標準的には3年間でプログラムを終えることを想定。

4. 受験資格の特例

○法の施行日前に、大学又は大学院に入学した者が認められる受験資格の特例については、
2. で定める科目のうち5割程度の科目を修めていること。

(いわゆる現任者について)

○法施行の際現に、5年以上(常態として週1日以上勤務している期間を通算)心理に関する支援等を
業として行い、所定の講習会(30時間程度)の課程を修了した者に受験資格の特例を認める。

5. 国家試験について

○公認心理師として具有すべき知識及び技能について出題。

マークシート方式として150～200問程度を出題。合格基準は正答率60%程度以上。

到達目標の項目、大学及び大学院における必要な科目について

到達目標

1. 公認心理師としての職責の自覚
2. 問題解決能力と生涯学習
3. 多職種連携・地域連携
4. 心理学・臨床心理学の全体像
5. 心理学における研究
6. 心理学に関する実験
7. 知覚及び認知
8. 学習及び言語
9. 感情及び人格
10. 脳・神経の働き
11. 社会及び集団に関する心理学
12. 発達
13. 障害者(児)の心理学
14. 心理状態の観察及び結果の分析
15. 心理に関する支援(相談、助言、指導その他の援助)
16. 健康・医療に関する心理学
17. 福祉に関する心理学
18. 教育に関する心理学
19. 司法・犯罪に関する心理学
20. 産業・組織に関する心理学
21. 人体の構造と機能及び疾病
22. 精神疾患とその治療
23. 各分野の関係法規
24. その他

大学における必要な科目

1. 公認心理師の職責
2. 心理学概論
3. 臨床心理学概論
4. 心理学研究法
5. 心理学統計法
6. 心理学実験
7. 知覚・認知心理学
8. 学習・言語心理学
9. 感情・人格心理学
10. 神経・生理心理学
11. 社会・集団・家族心理学
12. 発達心理学
13. 障害者(児)心理学
14. 心理的アセスメント
15. 心理学的支援法
16. 健康・医療心理学
17. 福祉心理学
18. 教育・学校心理学
19. 司法・犯罪心理学
20. 産業・組織心理学
21. 人体の構造と機能及び疾病
22. 精神疾患とその治療
23. 関係行政論
24. 心理演習
25. 心理実習(80時間以上)

大学院における必要な科目

1. 保健医療分野に関する理論と支援の展開
2. 福祉分野に関する理論と支援の展開
3. 教育分野に関する理論と支援の展開
4. 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
5. 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
6. 心理的アセスメントに関する理論と実践
7. 心理支援に関する理論と実践
家族関係・集団・地域社会
15. おける心理支援に関する理論と実践
9. 心の健康教育に関する理論と実践
10. 心理実践実習(450時間以上)

プログラムの基準の概要(大学卒業後に業務を実施する施設において必要なプログラム)

①目標

プログラムの目標が、公認心理師のカリキュラムの到達目標を達成できるように定められていること

②指導者

心理に関する業務を行っている者(実習指導者の資格を有する者)が指導にあたること

③内容

以下につき具体的な内容が明記されていること

- ・自施設における業務内容(多職種との連携を含む)
- ・心理に関する支援を要する者等に対する面接等の実施時間及び回数(720時間以上かつ240回以上。集団を対象とした支援を実施する場合を含む。当該面接等については前後に指導者から指導を受けることも含む。このうち270時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の習得を目的として、大学院の科目に相当する講義の受講等により代替することは可能。)
- ・3例以上のケースを担当すること
- ・他分野の見学・研修の内容(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、主として業務を行っている分野以外の2分野60時間以上が望ましい。)
- ・指導体制と指導スケジュール
- ・プログラムの期間
- ・到達目標の管理方法
- ・プログラムを適用する者の受入可能定員

④期間

プログラムの期間については、面接等の実施時間及び回数を踏まえると、標準的には3年間でプログラムを終えることが想定される

受験資格の特例について①

(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

法第7条第1号の省令で定める科目

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開
	②福祉分野に関する理論と支援の展開
	③教育分野に関する理論と支援の展開
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
	⑦心理支援に関する理論と実践
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
III	⑨心の健康教育に関する理論と実践
	⑩心理実践実習 (450時間以上)

法施行日前に大学院の課程を修了した場合
又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

- Ⅰ (①～⑤): 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目
→ ①を含む3科目以上相当を修める
- Ⅱ (⑥～⑨): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目
→ ⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
- Ⅲ (⑩): 実習科目
→ 相当する科目を修める(時間は問わない)

受験資格の特例について②

(法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目)

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目

I	①公認心理師の職責
	②心理学概論
	③臨床心理学概論
	④心理学研究法
	⑤心理学統計法
	⑥心理学実験
II	⑦知覚・認知心理学
	⑧学習・言語心理学
	⑨感情・人格心理学
	⑩神経・生理心理学
	⑪社会・集団・家族心理学
	⑫発達心理学
	⑬障害者(児)心理学
III	⑭心理的アセスメント
	⑮心理学的支援法
IV	⑯健康・医療心理学
	⑰福祉心理学
	⑱教育・学校心理学
	⑲司法・犯罪心理学
V	⑳産業・組織心理学
	㉑人体の構造と機能及び疾病
III	㉒精神疾患とその治療
	㉓関係行政論
	㉔心理演習
	㉕心理実習(80時間以上)

法施行日前に大学に入学した場合

①と③を除いた23科目をその類似性からⅠ～Ⅴの5つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計12科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び③は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

- Ⅰ(②～⑥):心理学基礎科目
→ 3科目以上相当を修める
- Ⅱ(⑦～⑬):心理学の基本的理論に関する科目
→ 4科目以上相当を修める
- Ⅲ(⑭、⑮、⑳及び㉑):心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし㉑については時間を問わない)
- Ⅳ(⑯～㉒):主な職域における心理学に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし、⑯を心理学関連科目(Ⅴ)として修める場合、主な職域における心理学に関する科目(Ⅳ)として⑰～㉒から2科目以上相当を修める)
- Ⅴ(㉓、㉔):心理学関連科目
→ ㉓又は㉔に相当する科目を修める(⑯に相当する科目を修めた場合も可)

法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について

1. 省令で定める施設について

- ・大学院における実習施設として定める施設に準ずる。(指導担当者等の要件は定めない。)
- ・実習施設に含まれない一部の施設(私設の心理相談室等)については、業として行った行為の内容や勤務の状態が客観的に分かる場合において省令で定める施設として取り扱う。

2. 期間について(5年の換算方法)

- ・原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。(常態として週1日以上勤務。)

3. 受験資格の特例に係る手続き等について

- ・申請の際、法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出を求める。
- ・私設の心理相談室等については、その業態等を証明する際に、例えば登記簿謄本等を提出することを求める。

4. 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者の取扱いについて

- ・「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める。(詳細は次ページ「法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について」を参照)。

5. いわゆる現任者の講習会について

- ・法律上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会(以下「講習会」という。)の課程を修了することが要件となっている。なお、講習会の内容は必要な水準を満たすための補完的なものとする。

(講習会の内容)

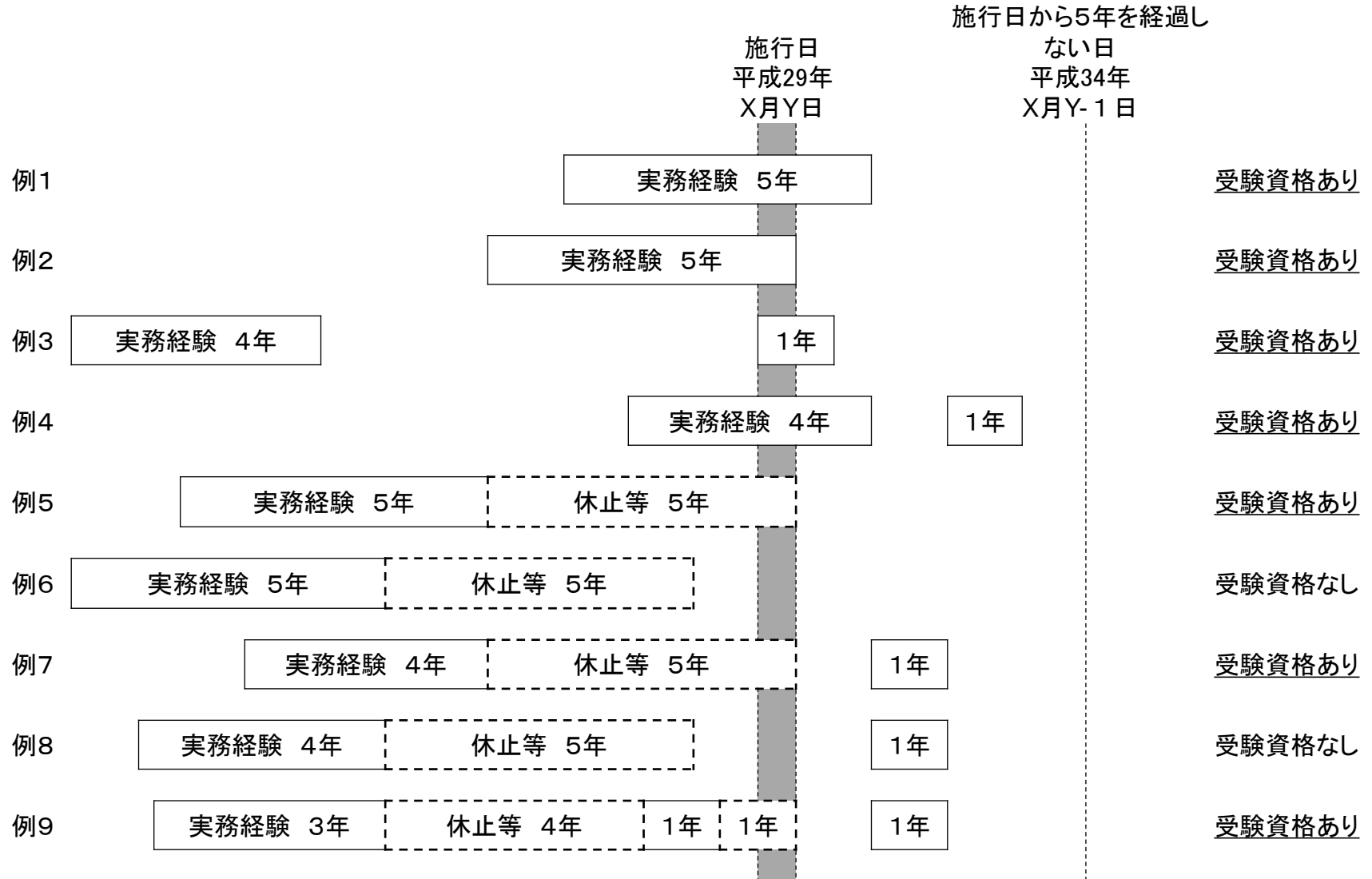
時間: 30 時間程度

内容: 以下の項目を含む講習とする。

- ①公認心理師の職責に関する事項
- ②公認心理師が活躍すると考えられる主な分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野)に関する法規や制度
- ③精神医学を含む医学に関する知識

法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について

法附則第2条第2項に定める「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める場合の例である。



例1～4は法の施行の際現に業を行っている者。

例5、7及び9は、施行日において当該業務を休止等した日から起算し、5年を経過しない者として受験資格の特例を認める。

公認心理師試験について

1. 出題範囲

- 科目は定めず、「公認心理師として具有すべき知識及び技能」について出題する。
- 出題範囲として科目を定めないため、法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)に対する科目の一部免除は行わない。

2. 試験の実施方法等

- 全問マークシート方式とし、1日間で実施する。
- 150～200問程度を出題する。実施時間としては、合計300分程度を上限とする。
- 公認心理師としての基本的姿勢を含めた基本的能力を主題とする問題と、それ以外の問題を設ける。また、ケース問題を可能な限り多く出題する。
- 障害のある受験者については、回答方法等、受験上の配慮をする。

3. 合格基準

- 全体の正答率は60%程度以上を基準とする。
- 基本的能力を主題とする問題の正答率は、試験の実施状況を踏まえ、将来的に基準となる正答率を定める。

4. 試験実施時期

- 第1回は平成30年12月までに実施する。
 - 第2回以降の試験実施時期は今後検討する。(試験は年に1回の実施とする。)
- (※)いわゆる現任者の受験資格が認められるのは法の施行後5年間であることに留意する。